議案第　１２６　号

周南市鹿野観光交流拠点施設条例制定について

周南市鹿野観光交流拠点施設条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市鹿野観光交流拠点施設条例

（設置）

第１条　この条例は、鹿野地域を主体とした本市の観光資源、地域資源等の情報を収集、発信し、観光客等の周遊を促すことにより、地域のにぎわいの創出及び地域経済の活性化に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項に基づき、周南市鹿野観光交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市鹿野観光交流拠点施設	周南市大字鹿野上3277番地

（施設）

第３条　拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。

（１）　交流施設

（２）　屋外広場及びデッキスペース

（指定管理者による管理）

第４条　市長は、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、拠点施設の管理を行わせるものとする。

（休館日）

第５条　拠点施設の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（開館時間）

第６条　拠点施設の開館時間は、午前10時から午後４時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（業務）

第７条　拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

（１）　観光、文化、歴史等に関する情報の収集、発信及び提供に関する業務

（２）　観光客等の周遊の促進に関する業務

（３）　市内外の交流促進及びにぎわいの創出に関する業務

（４）　前各号に掲げるもののほか、拠点施設の設置目的を達成するために必要な業務

（指定管理者が行う業務）

第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

（１）　前条各号に掲げる業務

（２）　拠点施設の利用の許可に関する業務

（３）　拠点施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

（４）　施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用の許可）

第９条　施設、備品等を専用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、施設、備品等を専用して利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可してはならない。

（１）　拠点施設の設置目的に反して利用するおそれがあるとき。

（２） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（３） 施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（４） 前各号に掲げるほか、拠点施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

３ 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。

（利用の許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の利用について許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

（１） 拠点施設の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２） 利用者が、拠点施設を利用する際に、前条第３項に定める許可の条件に違反したとき。

（３） 利用者が、詐欺その他不正な行為により前条第１項に規定する許可を受けたとき。

（４） 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理上、特に必要があると認められるとき。

２ 前項に規定する措置（同項第４号に該当する場合を除く。）によって利用者に損害が生じた場合であっても、指定管理者は、その責めを負わないものとする。

（利用の制限）

第11条 指定管理者は、施設、附属設備、備品等を損傷し、若しくは滅失し、又は拠点施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、施設の利用を拒み、又は施設からの退去を命じることができる。

（行為の禁止及び制限）

第12条 拠点施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第４号から第６号までに規定する行為は、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（１） 植栽を伐採し、又は植物を採取する行為

（２） 土地の形状を変更し、又は土石を採取する行為

（３） たき火をし、又は指定する場所以外で火気を使用する行為

（４） 物品の販売及びこれに類似する行為

（５） 張り紙、立て看板等を掲示する行為

（６） 指定する場所以外に車両を乗り入れる行為

（７） 前各号に掲げるほか、拠点施設の管理に支障のある行為

（利用料金）

第13条　市長は、第４条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。

３　利用者は、指定管理者に利用料金の合計金額を前納しなければならない。この場合において、利用料金の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が利用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。

（利用料金の減額又は免除）

第14条　指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第15条　指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者がその責めに帰することのできない理由により、拠点施設を利用することができなくなったときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条　利用者は、拠点施設の利用に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外のために利用してはならない。

（市長による直営）

第17条　市長は、必要があると認めるときは、自ら拠点施設を管理することができる。この場合において、第５条第２項及び第６条第２項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第８条から第12条までの規定並びに第14条及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

２　市長は、前項の規定により自ら拠点施設を管理することになったときは、別表に

定める利用料金を使用料として使用者から徴収する。この場合において、第13条第３項中「指定管理者」を「市長」と、「利用料金」を「使用料」と、同条第４項中「利用」を「使用」とする。

（損害賠償）

第18条　拠点施設の施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定の手続その他の準備行為は、行うことができる。

別表（第13条関係）

１　交流施設内の利用料金

区分	単位	利用料金	
チャレンジショップ	１月	15,000円	ただし、市内で出店を予定している場合は3,700円とする。
交流スペース	１日	1,000円	
多目的スペース	１日	1,000円	

２　屋外スペース及びレンタサイクルの利用料金

区分		単位	利用料金	
屋外広場	全面利用	１日	60,000円	ただし、営利を目的としない利用の場合

				は20,000円とする。 なお、全面利用にはデッキスペースを含むものとする。
	部分利用 １区画（15.4㎡）	１日	1,000円	
その他屋外スペース	１区画（15.4㎡）	１日	1,000円	
レンタサイクル	１台	１日	500円	

備考

１　専用して利用する場合の利用料金とする。

２　チャレンジショップの利用期間が１月に満たない場合でも、当該１月分の利用料金とする。